

答 申

1 審査会の結論

埼玉県教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和2年3月25日付けで行った公文書部分開示決定は、妥当である。

2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、令和2年3月10日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「平成29年12月下旬から平成30年2月中旬に発生した、〇〇市立〇〇小学校の給食の献立が、大幅に変更となった事件に関して、〇〇市教育委員会、又は埼玉県教育委員会が作成した書面等一切。及び関係教諭等から提出された顛末書等。」の公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) これに対し実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、「平成30年11月15日付け職員事故報告書（〇〇市立〇〇小学校長）」（以下「本件対象文書①」という。）、「平成30年12月4日付け職員事故について（報告）（〇〇市教育委員会教育長）」（以下「本件対象文書②」という。）、「平成30年12月10日付け事情聴取の記録（埼玉県教育委員会）」（以下「本件対象文書③」という。）及び「平成30年11月10日付てん末書」の4件の公文書を特定した。
- (3) 実施機関は、令和2年3月25日付けで、本件対象文書①中の「事故者の氏名、年齢、性別、その他個人を特定し得る部分」、「後任者の職名、その他個人を特定し得る部分」、本件対象文書②中の「事故者の氏名、年齢」、本件対象文書③中の「事故者の氏名、生年月日、年齢、性別、現住所、最終学歴、免許状、教職経験」を条例第10条第1号に該当するため不開示とし、本件対象文書③中の「事情聴取の内容」を条例第10条第1号及び同条第5号に該当するため不開示とする公文書

部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、「平成30年11月10日付てん末書」については、条例第10条第1号に該当するとして公文書不開示決定を行い、審査請求人に通知した。

- (4) 審査請求人は、実施機関に対し、令和2年6月22日付けで、本件処分のうち、事故者の氏名及び事情聴取の内容を不開示とした部分に係る決定を取り消すとの裁決を求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (5) 当審査会は、本件審査請求について、令和2年9月25日に実施機関から条例第24条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書及び反論書の写しの提出を受けた。
- (6) 当審査会は、令和2年11月27日に実施機関の職員から意見聴取を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件処分のうち、事故者の氏名及び事情聴取の内容を不開示とした部分に係る決定を取り消す、との裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 事故者の氏名の不開示について

不開示部分のうち「事故者の氏名」は、任命権者である実施機関自らが定期的にマスコミ等に対して、教職員の人事異動等の情報を提供して公開している。また、PTAへ配布したり、公民館等へ掲出したりもしている「学校だより」の中においても氏名を公開している。

なお、マスコミ報道により公開された情報は、開示するとの規定はないにもかかわらず、本事件の事故者の一人であり現場最高責任者である学校長の氏名は開示している。

このことは、実施機関の職員によると、学校長名は既にマスコミで報道され、名前が公表されていることを理由に開示しているとの説明があったが、マスコミ

が公表していることを理由に、実施機関が氏名を開示することは、全く根拠がないと考える。マスコミ等第三者が事件として氏名を公表したことを理由に本来開示できない校長名を開示したことは、実施機関が第三者の発信する情報を追認することになり、あまりにも危険な判断である。開示できない情報はあくまでも開示できないのであって、本来開示できない情報を、第三者が公表してしまったことを理由に開示できるのであれば、その根拠の提示を求める。

これが根拠となりうるのであれば、なおさら任命権者である実施機関自らが、人事異動等をマスコミへ情報提供したり、学校が「学校だより」を発行したりして公開している栄養教諭の氏名を開示できない理由はないと考える。

よって、条例第10条第1号の不開示には該当しない。

さらには、事故者の栄養教諭の氏名については、本件対象文書③の中で、明確に実施機関として開示している。

したがって、既に公開された情報であり不開示には当たらない。

イ 事情聴取の内容の不開示について

既に、正確な事実確認は終了しており、事故者の処分も確定している。事情聴取の内容が開示されたとしても、何らどこにも、誰にも支障が生じるようなことはない。

よって、実施機関が理由としている「公にすることにより、正確な事実確認ができなくなるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」という理由には正当性がなく、条例第10条第5号の不開示には該当しない。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

実施機関では、埼玉県行政手続条例（平成7年埼玉県条例第65号）第5条第1項の規定による審査基準について、埼玉県情報公開条例に基づく処分に係る審査基準（平成20年2月29日教育長決裁。以下「審査基準」という。）を定め、公文書開示決定等の判断を条例及び審査基準に基づき行っている。本件処分は、次の理由により条例及び

審査基準に基づいて行ったものであるため、正当である。

(1) 事故者の氏名の不開示

事故者の氏名は、条例第10条第1号本文に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、また、同号ただし書イ、ロ又はハに該当していない。

審査請求人は実施機関が人事異動等をマスコミへ情報提供している、学校が「学校だより」を発行し栄養教諭の氏名を公開しているため、不開示に該当しないとしているが、これは事故報告書等に記載されている氏名を開示することに影響があるものではない。なお、事故者の一人である学校長の名前を開示しているのは、この事故の情報として既に名前が公表されているからである。

よって、当該情報について不開示としたことは適当である。

(2) 事情聴取の内容の不開示

事情聴取は、実施機関が行う職員事故に係る聴取に関する記録である。事情聴取の記録を公にすることになると、今後、他の事故で事情聴取をする際に、正確な事実確認ができなくなるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、条例第10条第5号に該当するため不開示とすることが適当である。

5 審査会の判断

(1) 本件審査請求について

本件審査請求は、〇〇市立〇〇小学校（以下「本件学校」という。）の給食に係る職員事故（以下「本件事故」という。）に関して、〇〇市教育委員会又は実施機関が作成した書面等一切及び関係教諭等から提出された顛末書等に係る開示請求に対し、本件対象文書①、本件対象文書②及び本件対象文書③（以下「本件対象文書」と総称する。）を特定して実施機関が行った部分開示決定に対するものである。

本件対象文書①は本件学校の学校長から〇〇市教育委員会教育長へ、本件対象文書②は当該教育長から埼玉県教育委員会教育長へ、それぞれ本件事故の発生を報告する文書である。本件対象文書①には、本件事故について、事故者の職・氏名、発

生日時、経緯等が網羅的に記載されており、本件対象文書②には、本件対象文書①の概要が記載されている。本件対象文書③は、実施機関が本件事故の原因等を確認するため、事故者並びに本件学校及び〇〇市教育委員会の関係職員から事情聴取をした記録である。

審査請求人は、不開示とされた部分のうち、事故者の氏名及び事情聴取の内容を不開示とした部分に係る決定の取消しを求めているため、これらの不開示情報該当性について、以下検討する。

(2) 事故者の氏名の不開示情報該当性について

条例第10条第1号は、「個人に関する情報（・・・略・・・）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（・・・略・・・）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

また、同号ただし書イ「法令若しくは他の条例により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、ロ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及びハ「当該個人が公務員等（・・・略・・・）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当する情報は不開示情報から除くものとしている。

事故者の氏名が同号本文に規定する「特定の個人を識別することができるもの」に該当することは明らかであるため、例外として不開示情報から除かれるただし書イからハまでの規定に該当するかどうかについて、以下検討する。

まず、事故者は同号ただし書ハに規定する公務員等に該当するため、本件対象文書において事故者の氏名が職務の遂行に係る情報として記録されているかどうかについて検討する。

同号ただし書ハに規定する「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関

の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味すると解される。

本件対象文書は、事故者が職務の遂行において起こした事故についての報告又は事情聴取の記録であるが、事故者は、本件対象文書において、処分の対象となり得る者として報告及び事情聴取をされている。処分の対象として検討されることは職務の遂行とはいえ、このため、これらの情報において、事故者の氏名は、職務の遂行に係る情報として記録されているとはいえない。

よって、事故者の氏名は、条例第10条第1号ただし書ハに該当するとはいえない。

なお、審査請求人は、学校長の氏名が開示されていることを指摘して事故者の氏名の開示を求めているが、学校長は本件学校の責任者として本件事故を報告し、又は事情聴取をされているため、学校長の氏名は、職務の遂行に係る情報として記録されているのである。このため、学校長の氏名を開示したことは、事故者の氏名の不開示情報該当性に影響を及ぼすものではない。

次に、条例第10条第1号ただし書イは、「法令若しくは他の条例により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であり、一般に公にされている情報については、あえて不開示情報として保護する必要性に乏しいものと考えられることから、不開示情報から除くこととしているものである。

公務員等の非違行為については、その重大性、社会的影響等により、任命権者や服務監督権者が事故者の氏名等を公表する場合があるが、実施機関によると、本件事故に関して、本件学校、〇〇市教育委員会及び実施機関において、事故者の氏名を公表した事実はなく、また、本件学校及び〇〇市教育委員会は報道機関から本件事故に係る取材を受け、これに対応したが、その際にも事故者の氏名は明らかにしなかったとのことである。さらに、当審査会においても公表された事実を確認することはできなかった。

このため、事故者の氏名が条例第10条第1号ただし書イに該当するとはいえない。

なお、審査請求人は、実施機関が人事異動情報を報道機関に提供していること等を指摘して事故者の氏名を開示すべきであると主張するが、仮に報道機関に提供された人事異動情報が報道される等のことがあったとしても、当該報道等は、あくまでもある時点の人事異動の情報であり、事故者としての氏名を公にするものではない。したがって、審査請求人の主張は、事故者の氏名の不開示情報該当性に影響を及ぼすものではない。

さらに、事故者の氏名が条例第10条第1号ただし書ロに該当しないことは明らかである。

以上のことから、事故者の氏名は、同号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しない。

また、審査請求人は、本件対象文書③の中で事故者の氏名が既に関示されていることを理由に、事故者の氏名を開示すべき旨を主張するが、当審査会が実施機関に説明を求めたところ、本件対象文書③の写しを作成する際に黒塗りを漏らしたミスであるとのことであつた。

不開示とすべき情報は、それが誤って開示されたことにより、開示すべき情報へとその性質・内容が変化することはあり得ず、既に関示してしまつたことを理由に関示すれば不適切な行為を繰り返す結果となるといわなければならない。このため、本件対象文書③の一部において事故者の氏名が開示されていることは、当該情報の不開示情報該当性を覆すものではない。

以上のことから、事故者の氏名を不開示としたことは妥当である。

(3) 事情聴取の内容の不開示情報該当性について

条例第10条第5号は、「県、国若しくは他の地方公共団体（・・・略・・・）の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とし、同号イからホまでを掲げている。これは、県等の事務又は事業について典型的な「おそれ」を定めるとともに、その他県等の事務又は事業の性質上、その適正な遂行に

支障を及ぼすおそれがある場合には不開示とすることができることを規定するものであると解される。また、県等が行う「事務又は事業」には、開示請求の対象となっている実際の事務又は事業のほか、将来行われる同種の事業も含まれるものと解すべきである。

本件対象文書③には、事情聴取を行った日時及び会場、出席者、事故及び事故者の概要、事情聴取の内容が記載されているところ、実施機関が不開示とした事情聴取の内容は、本件事故の経緯や動機、事故者の本件事故当時及び聴取時の心境等が極めて具体的かつ詳細に記載されており、処分を検討するための重要な資料となっていることが推測できる。

これらの情報は、通常、事後に一般に公開されることは前提とされておらず、事故者や関係者においても公開されないことに対する合理的な期待があったものと考えるのが相当である。仮にその内容が公開されることになれば、本件事故の関係者の実施機関に対する信頼を裏切ることはもとより、今後、他の事故があった場合に、公開されることをおそれて関係者が事実をありのままに話すことに消極的になるなど、具体的かつ詳細な情報を十分に得られなくなるおそれがある。その結果、将来の職員事故の対応に関する事務の公正かつ円滑な実施に支障が生じるおそれがあると認められる。

以上のことから、事情聴取の内容を不開示としたことは妥当である。

なお、条例第10条第5号の判断により、不開示情報該当性が認められるため、実施機関の主張する同条第1号の該当性については判断するまでもない。

(4) その他

審査請求人のその他の主張については、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(6) 付言

本件処分において、実施機関は、不開示情報と判断した事故者の氏名を一部で開

示するというミスを犯している。当審査会で本件対象文書を見分したところ、黒塗りを誤ったと思われる箇所は他にもあり、また、本件処分に係る部分開示決定通知書に記載された不開示情報と実際に開示した文書の黒塗り箇所が一致しない部分も見受けられた。散見されるこれらの事務処理のミスについては、開示請求に対する実施機関の応答の真摯さを疑わざるを得ない。

実施機関においては、今後、同様のことがないように、正確かつ慎重な対応を強く求めるものである。

(答申に関与した委員の氏名)

大谷 基道、小林 玲子、西村 弥

審議の経過

年 月 日	内 容
令和2年 9月25日	諮問(諮問第325号)を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
令和2年11月27日	実施機関から意見聴取及び審議(第一部会第143回審査会)
令和2年12月25日	審議(第一部会第144回審査会)
令和3年 1月28日	審議(第一部会第145回審査会)
令和3年 3月 5日	審議(第一部会第146回審査会)
令和3年 3月26日	答申